

大和市告示第12号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画防火地域及び準防火地域を次のとおり変更したので、同法第20条第2項の規定により、同法第14条第1項に規定する図書を本市街づくり施設部街づくり計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年2月1日

大和市長 大 木 哲

1 都市計画の種類

大和都市計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

大和市下鶴間字乙五号、中央林間西三丁目及び六丁目、南林間九丁目、西鶴間七丁目、深見字森下、福田字甲三ノ区及び甲四ノ区、代官一丁目並びに上和田字三貫目、宮久保、城山及び中ノ原地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

大和市下鶴間字甲一号から甲四号まで、乙一号から乙四号まで及び乙六号から乙九号まで、つきみ野一丁目から四丁目まで及び六丁目から八丁目まで、中央林間三丁目、五丁目、七丁目及び九丁目、中央林間西一丁目、二丁目、四丁目、五丁目及び七丁目、南林間二丁目から八丁目まで、西鶴間二丁目、四丁目から六丁目まで及び八丁目、上草柳八丁目及び九丁目、上草柳字丸山、東ヶ里、篠山、扇野及び文ヶ岡、桜森三丁目、深見字坊ノ窪、入村、要石及び大塚戸、深見台一丁目から四丁目まで、中央五丁目及び六丁目、草柳一丁目及び二丁目、柳橋一丁目から五丁目まで、福田一丁目、二丁目及び四丁目から八丁目まで、福田字甲一ノ区、甲五ノ区から甲八ノ区まで、乙二ノ区及び乙七ノ区から乙九ノ区まで、代官二丁目及び四丁目、渋谷三丁目、四丁目及び八丁目、上和田字上ノ町、新道、久田原、新道添、谷戸頭、谷戸、寺ノ上、桜山、下モ町及び下ノ原並びに下和田字上ノ原地内